

押印を求めると手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）（第一条関係）	1
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）（第二条関係）	2
○ 住居表示に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百四十六号）（抄）（第三条関係）	4
○ 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）（第四条関係）	6
○ 公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）（抄）（第五条関係）	7
○ 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）（抄）（第六条関係）	9
○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第七条関係）	10
○ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）（抄）（第八条関係）	11
○ 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）（抄）（第九条関係）	12

改 正 案	現 行
<p>（募集の方法による地方債証券の発行） 第三十三条 地方公共団体は、募集の方法によつて地方債証券を発行する場合においては、地方債証券申込証を作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一、十四（略） 2 地方債証券の募集に応じようとする者は、前項の地方債証券申込証に、その取得しようとする地方債証券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載するものとする。</p>	<p>（募集の方法による地方債証券の発行） 第三十三条 地方公共団体は、募集の方法によつて地方債証券を発行する場合においては、地方債証券申込証を作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一、十四（略） 2 地方債証券の募集に応じようとする者は、前項の地方債証券申込証にその取得しようとする地方債証券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印するものとする。</p>

改正案	現行
<p>（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用） 第十五条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定は、法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。</p> <p>（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用） 第二十三条の十一 行政不服審査法施行令第八条の規定は、法第三十条の八第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の八第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁」と、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。</p> <p>（行政不服審査法施行令の準用） 第二百二十九条の八 行政不服審査法施行令第三条、第四条第二項、第七条から第十一条まで及び第十四条の規定は、法第二百二条第一項及び第二百六条第一項の異議の申出について準用する。この</p>	<p>（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用） 第十五条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）<u>第四条第二項及び</u>第八条の規定は、法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「<u>審理員は</u>」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「<u>審査庁</u>」という。）は」と、「<u>審理関係人</u>」とあるのは「<u>異議申出人</u>」と、「<u>総務省令で</u>」とあるのは「<u>審査庁</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用） 第二十三条の十一 行政不服審査法施行令<u>第四条第二項及び</u>第八条の規定は、法第三十条の八第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「<u>審理員は</u>」とあるのは「<u>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の八第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「<u>審査庁</u>」</u>という。）は」と、「<u>審理関係人</u>」とあるのは「<u>異議申出人</u>」と、「<u>総務省令で</u>」とあるのは「<u>審査庁</u>」と、「<u>審理員</u>」とあるのは「<u>審査庁</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（行政不服審査法施行令の準用） 第二百二十九条の八 行政不服審査法施行令第三条、第四条第二項及び<u>第三項、</u>第七条から第十一条まで並びに第十四条の規定は、法第二百二条第一項及び第二百六条第一項の異議の申出について準</p>

2
(略)

場合において、同令第三条第二項中「審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二条第一項又は第二百六条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同令第七条第一項中「審査請求人及び処分庁等」とあるのは「異議申出人」と、同令第八条中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「審理関係人がある」とあるのは「審理関係人（公職選挙法第二百六条第一項において準用する法第三十一条第二項に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）」がある」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

2
(略)

用する。この場合において、同令第三条第二項中「審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二条第一項又は第二百六条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同令第七条第一項中「審査請求人及び処分庁等」とあるのは「異議申出人」と、同令第八条中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「審理関係人がある」とあるのは「審理関係人（公職選挙法第二百六条第一項において準用する法第三十一条第二項に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）」がある」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（変更の請求）</p> <p>第一条 住居表示に関する法律（以下「法」という。）第五条の二第二項の変更の請求（以下「変更の請求」という。）をしようとする者は、その請求の内容及び理由（おおむね千字以内とし、ほかに図画二枚以内を加えることができる。）を記載し、並びにその者の住所及び生年月日を記入し、署名した文書（以下「変更の請求書」という。）によりその請求をするものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（選挙管理委員会の確認）</p> <p>第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、変更の請求があつたときは、直ちに、変更の請求書について、市町村の選挙管理委員会（特別区にあつては特別区の選挙管理委員会とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区又は総合区の選挙管理委員会とする。次項において同じ。）に対し、法第五条の二第二項に規定する者で当該変更の請求書に署名したものの数が五十人以上であるかどうかの確認を求めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（変更の請求の却下）</p> <p>第三条 市町村長は、変更の請求があつた場合において、その請求が法第五条の二第二項に規定する期間を経過してされるとき、若しくは第一条第一項の規定に違反していると認められるとき、又は法第五条の二第二項に規定する者でその請求に係る変更の請求書に署名したものの数が五十人に満たない旨の前条第二項の</p>	<p>（変更の請求）</p> <p>第一条 住居表示に関する法律（以下「法」という。）第五条の二第二項の変更の請求（以下「変更の請求」という。）をしようとする者は、その請求の内容及び理由（おおむね千字以内とし、ほかに図画二枚以内を加えることができる。）を記載し、並びにその者の住所及び生年月日を記入し、署名し印をおした文書（以下「変更の請求書」という。）によりその請求をするものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（選挙管理委員会の確認）</p> <p>第二条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、変更の請求があつたときは、直ちに、変更の請求書について、市町村の選挙管理委員会（特別区にあつては特別区の選挙管理委員会とし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区又は総合区の選挙管理委員会とする。次項において同じ。）に対し、法第五条の二第二項に規定する者で当該変更の請求書に署名し印を押したものの数が五十人以上であるかどうかの確認を求めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（変更の請求の却下）</p> <p>第三条 市町村長は、変更の請求があつた場合において、その請求が法第五条の二第二項に規定する期間を経過してされるとき、若しくは第一条第一項の規定に違反していると認められるとき、又は法第五条の二第二項に規定する者でその請求に係る変更の請求書に署名し印をおしたものの数が五十人に満たない旨の前条</p>

い。規定による記載があるときは、その請求を却下しなければならない。

第二項の規定による記載があるときは、その請求を却下しなければならない。

○住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（届出の方式） 第二十六条 法第四章又は第四章の三の規定による届出は、現に届出の任に当たっている者の住所及び届出の年月日が記載され、並びに当該届出の任に当たっている者が署名した書面で行ななければならない。</p>	<p>（届出の方式） 第二十六条 法第四章又は第四章の三の規定による届出は、現に届出の任に当たっている者の住所及び届出の年月日が記載され、並びに当該届出の任に当たっている者が署名し、又は記名押印した書面で行ななければならない。</p>

改正案	現行
<p>（申請書等）</p> <p>第四条 審査会等に対して提出する法第二十六条第一項の書面（以下「申請書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 申請人の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 当事者の一方が申請人である場合には、相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 代理人又は前条第一項の代表者を選任又は選定したときは、その者の氏名又は名称及び住所</p> <p>四 当該公害に係る事業活動その他の人の活動の行われた場所及び被害の生じた場所</p> <p>五 あつせん、調停又は仲裁を求めらるる事項及びその理由</p> <p>六 紛争の経過</p> <p>七 申請の年月日</p> <p>八 仲裁の申請の場合において、当事者が合意によつて選定した仲裁委員があるときは、その者の氏名</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、あつせん、調停又は仲裁を行うについて参考となる事項</p> <p>2 (略)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前条第一項（第八号を除く。）の規定は、前項の書面（以下「参加申立書」という。）について準用する。この場合において、同条第一項第五号中「あつせん、調停又は仲裁を求めらるる事項」とあるのは、「参加を申し立てる調停事件の表示並びに参加により</p>	<p>（申請書等）</p> <p>第四条 審査会等に対して提出する法第二十六条第一項の書面（以下「申請書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、申請人、前条第一項の代表者又は代理人が記名押印しなければならない。</p> <p>一 当事者の氏名又は名称及び住所 （新設）</p> <p>二 代理人又は前条第一項の代表者を選任又は選定したときは、その者の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 当該公害に係る事業活動その他の人の活動の行われた場所及び被害の生じた場所</p> <p>四 あつせん、調停又は仲裁を求めらるる事項及びその理由</p> <p>五 紛争の経過</p> <p>六 申請の年月日</p> <p>七 仲裁の申請の場合において、当事者が合意によつて選定した仲裁委員があるときは、その者の氏名</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、あつせん、調停又は仲裁を行うについて参考となる事項</p> <p>2 (略)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前条第一項（第七号を除く。）の規定は、前項の書面（以下「参加申立書」という。）について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「あつせん、調停又は仲裁を求めらるる事項」とあるのは、「参加を申し立てる調停事件の表示並びに参加により</p>

調停を求める事項」と読み替えるものとする。

調停を求める事項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>三 保管者等の氏名又は名称及び住所</p>	<p>2 （略）</p> <p>三 保管者等の住所</p>
<p>（匿名の寄附等に係る寄附物件の納付手続等） 第二十三条 法第二十二條の六第四項に規定する保管者又は法第二十二條の六の二第四項に規定する保管者若しくは寄附を受けた者（以下この条において「保管者等」という。）は、これらの規定により国庫に帰属した金銭又は物品（以下この条において「寄附物件」という。）を国庫に納付しようとするときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を添えて、当該寄附物件を当該保管者等の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 寄附物件の保管を開始した日又は寄附を受けた日</p> <p>二 寄附物件が金銭であるときはその金額、寄附物件が物品であるときは当該物品の種類及び数量</p> <p>三 保管者等の氏名又は名称及び住所</p>	<p>（匿名の寄附等に係る寄附物件の納付手続等） 第二十三条 法第二十二條の六第四項に規定する保管者又は法第二十二條の六の二第四項に規定する保管者若しくは寄附を受けた者（以下この条において「保管者等」という。）は、これらの規定により国庫に帰属した金銭又は物品（以下この条において「寄附物件」という。）を国庫に納付しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、署名し、又は記名押印した書面を添えて、当該寄附物件を当該保管者等の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 寄附物件の保管を開始した日又は寄附を受けた日</p> <p>二 寄附物件が金銭であるときはその金額、寄附物件が物品であるときは当該物品の種類及び数量</p> <p>三 保管者等の住所</p>

○地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公立大学法人債券申込証） 第二十八条 公立大学法人債券の募集に応じようとする者は、公立大学法人債券の申込証（以下この条及び第三十条において「公立大学法人債券申込証」という。）に、その引き受けようとする公立大学法人債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならぬ。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（公立大学法人債券申込証） 第二十八条 公立大学法人債券の募集に応じようとする者は、公立大学法人債券の申込証（以下この条及び第三十条において「公立大学法人債券申込証」という。）に、その引き受けようとする公立大学法人債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならぬ。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用） 第七条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号） 第八条の規定は、法第二十五条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第二十五条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁」と、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。</p> <p>（在外投票人名簿の登録に関する異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用） 第二十六条 行政不服審査法施行令第八条の規定は、法第三十九条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十九条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁」と、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。</p>	<p>（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用） 第七条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号） 第四条第二項及び第八条の規定は、法第二十五条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第二十五条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁」と、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。</p> <p>（在外投票人名簿の登録に関する異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用） 第二十六条 行政不服審査法施行令第四条第二項及び第八条の規定は、法第三十九条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十九条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（代表者等の資格の証明等）</p> <p>第三条 審査請求人の代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、次条第二項の規定の適用がある場合のほか、書面で証明しなければならぬ。法第十二条第二項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。</p> <p>2 審査請求人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）に届け出なければならない。</p> <p>3 前二項の規定は、参加人の代表者若しくは管理人又は代理人の資格について準用する。この場合において、第一項中「次条第二項の規定の適用がある場合のほか、書面」とあるのは「書面」と、「第十二条第二項ただし書」とあるのは「第十三条第四項ただし書」と、前項中「審査請求人」とあるのは「参加人」と、「総代又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。</p> <p>（審査請求書の提出）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>2 審査請求書の正本には、審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査請求人が総代を互選した場合にあつては総代の資格を証す</p>	<p>（代表者等の資格の証明等）</p> <p>第三条 審査請求人の代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、次条第三項の規定の適用がある場合のほか、書面で証明しなければならぬ。法第十二条第二項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。</p> <p>2 審査請求人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）に届け出なければならない。</p> <p>3 前二項の規定は、参加人の代表者若しくは管理人又は代理人の資格について準用する。この場合において、第一項中「次条第三項の規定の適用がある場合のほか、書面」とあるのは「書面」と、「第十二条第二項ただし書」とあるのは「第十三条第四項ただし書」と、前項中「審査請求人」とあるのは「参加人」と、「総代又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。</p> <p>（審査請求書の提出）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 審査請求書には、審査請求人（審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人、審査請求人が総代を互選した場合にあつては総代、審査請求人が代理人によつて審査請求をする場合にあつては代理人）が押印しなければならない。</p> <p>3 審査請求書の正本には、審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査請求人が総代を互選した場合にあつては総代の資格を証す</p>

る書面を、審査請求人が代理人によって審査請求をする場合にあっては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

第十八条 第三条、第四条第二項及び第八条の規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(不服申立書)

第二十六条 (略)

2 第四条第二項の規定は、法第八十三条第一項の不服申立書について準用する。この場合において、第四条第二項中「審査請求人」とあるのは「不服申立人」と、「審査請求を」とあるのは「不服申立てを」と読み替えるものとする。

別表第二(第十八条関係)

(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)
第四条第二項	審査請求書の正本	再調査の請求書
(略)	(略)	(略)

別表第三(第十九条関係)

(略)	(略)
第四条第二項	審査請求書
	再審査請求書

る書面を、審査請求人が代理人によって審査請求をする場合にあっては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

第十八条 第三条、第四条第二項及び第三項並びに第八条の規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(不服申立書)

第二十六条 (略)

2 第四条第二項及び第三項の規定は、法第八十三条第一項の不服申立書について準用する。この場合において、これらの規定中「審査請求人」とあるのは「不服申立人」と、「審査請求を」とあるのは「不服申立てを」と読み替えるものとする。

別表第二(第十八条関係)

(略)	(略)	(略)
第四条第二項	審査請求書	再調査の請求書
第四条第三項	審査請求書の正本	再調査の請求書
(略)	(略)	(略)

別表第三(第十九条関係)

(略)	(略)
第四条第二項及び	審査請求書
	再審査請求書

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	第三項
(略)	
(略)	